

## 水質試験と簡易専用水道検査

### 水質試験

#### 動 向

水道水の水質基準は、最新の知見が反映されるよう逐次改正方式が採用され常に見直しが行われている。平成20年には塩素酸の追加が予定され、TOC、有機塩素化合物の基準値変更も検討されている。また、水質基準を補完する項目である水質管理目標設定項目については、従属栄養細菌やフィプロニルの追加、アルミニウム等の目標値変更が予定されている。

水道の運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保などを長期目標として掲げた「水道ビジョン」が公表されてから3年が経過したが、目標達成が困難な部分もあることから、厚生労働省はビジョンの改訂を検討している。また、WHOの提唱している「水安全計画」についてもわが国に導入すべく策定ガイドラインの作成を急いでいる。

平成19年3月、厚生労働省は「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を公布した。指針では、クリプトスポリジウムやジアルジアによる汚染のリスクレベルを、原水の種類及び指標菌の検出状況から4段階に区分し、それぞれのレベルに応じて予防措置を講ずることとされた。予防措置としてはろ過施設の整備、クリプトスポリジウム等の不活化に有効とされる紫外線処理施設の導入、定期的なクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査、施設の適切な運転管理が挙げられている。

#### 結 果

平成19年度の実施数は一般試験2,932件、精密試験1,081件、その他930件、総数は4,943件であった。検査項目別に検査結果をみると、ヒ素、鉄、一般細菌、濁度、色度の不適合の割合が高い。ヒ素が不適合となったものは、すべて井戸水であり、一般細菌も大部分が井戸水であった。耐塩素性が問題となっているクリプトスポリジウムは33件実施したが、すべて不検出であった。種別の不適合率は井戸水、タンク水が高かった。プール水では205件中15件が不適合となり、循環ろ過装置の濁度の不適合率が高い傾向がみられた。

### 簡易専用水道検査等

#### 動 向

水道法の改正により、簡易専用水道検査は厚生労働大臣指定検査機関から厚生労働大臣登録検査機関へと変更し、検査機関ごとの地区割と料金定額制が撤廃され、4年が経過した。これに伴い、顧客の要望に答えるべく、簡易専用水道検査対象地域を神奈川県全域に、小規模受水槽水道検査は川崎市および横須賀市を除く神奈川県全域に拡大した。

#### 検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は、2,888件であり、前年度より156件減少した。このうち横浜市内の検査実施数は2,822件で、184件減少している。検査指定区域だった7区を見ると、各区とも僅かながら減少している。検査件数を比較すると港北区が608件と最も多く、緑区が208件で最も少ない。検査の減少要因としては、直結給水工事に伴う受水槽の廃止施設、登録制への変更に伴う他機関への検査移行などとなっている。一方、横浜市内のその他の検査区域の検査数は86件、神奈川県域の川崎市、その他では31件、35件で徐々に増加している。

検査結果の内訳は、総数2,888件のうち、不適合施設数（管理2.3）が273件（9.5%）、不適合施設数のうち管理3（速やかに改善）は74件（27.1%）であった。管理2の不適合項目では、地下型コンクリート製の受水槽で槽内全体の確認ができない構造が最も多く、水槽の天板にほこり等の堆積による汚れと続いている。また、管理3ではマンホールの防水密閉の不良施設が多く、水槽本体の開口部の隙間や亀裂・漏水などとなっている。また、受水槽の有効容量区分別不適合率には有意差は見られなかった。

一方、小規模受水槽水道検査は163件で、前年度と比較すると5件の減少となっている。

関係の集計表は127頁に掲載